○中国地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
鳥敷市千代水一丁目一二一番から同市気高町八束水字鶴木谷七五五番一まで	前	A 八・五〇～一二四・〇〇メートル 一七・三三キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 一〇・八〇～二四五・〇〇メートル 二・〇三三キロメートル A 八・五〇～一二四・〇〇メートル 一七・三三キロメートル B・C 一〇・八〇～二四五・〇〇メートル 一九・三六〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二十六日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一 施行者の名称　島根県

二 都市計画事業の種類及び名称　江津都市計画道路事業七・五・四号あけぼの通り線

三 事業施行期間　自平成二十五年七月二十六日至平成三十二年三月三十一日

四 事業地

収用の部分　島根県江津市江津町地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鳥取県八頭郡智頭町大字市瀬字塚ノ屋根一三七八番から同町大字市瀬字塚ノ屋根一三六六番一まで	前	九・二四～一四・三〇メートル
	後	一二・一四～一四・四〇メートル 〇・〇五〇～〇・〇五〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十三号	鳥取県八頭郡智頭町大字市瀬字塚ノ屋根一三七八番から同町大字市瀬字塚ノ屋根一三六六番一まで	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年七月二十六日

○北海道開発局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

北海道開発局長　関　博之

一 (一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道山越郡長万部町字大浜七四番八地内	前	三〇〇・一九～九八・九〇メートル
	後	三〇〇・一九～三〇〇・六三キロメートル 〇〇・〇五四～〇〇・〇五四

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

二 (一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道天塩郡天塩町字ウブシ五〇四九番九から同郡幌延町字幌延三二八番一まで	前	B・C 一四・五〇～九五・五〇メートル 二・六〇キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	A 六・五〇～九〇・八九 二・五七八 B・C 一四・五〇～一七〇・〇九 三・三二六 D 九五・五〇 二・六一〇	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

三 (一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道厚岸郡厚岸町宮園二丁目二九一番から同町宮園二丁目二九二番まで	後	三四・九九～五五・四七メートル 〇〇・〇九四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
北海道厚岸郡厚岸町宮園二丁目二九四番から同町宮園二丁目二九九番まで	前	三一・〇二～四四・八八 〇〇・〇五六	
	後	三一・〇二～四六・四一 〇〇・〇五六	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

四 (一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道天塩郡幌延町字幌延三一四番四地先から同郡天塩町字下サロベツ二三九二番一まで	前	A 六・五〇～九二・八〇メートル 〇・七四四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	A 六・五〇～九二・八〇メートル 〇・七四四キロメートル B 五二・一二～一〇八・九三 〇・七五六	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部